

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市圃場整備土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	業天 巖男	観音寺市新田町111番地1	平成19年5月31日
〃	小山 利幸	〃 〃 516番地	〃
〃	香川 五郎	〃 〃 63番地1	〃
〃	景山 晃男	〃 〃 606番地	〃
〃	石井 源四郎	〃 〃 864番地	〃
〃	藤井 正恒	〃 〃 905番地1	〃
〃	森 修	〃 〃 1075番地2	〃
〃	安藤 良美	〃 栗井町2825番地	〃
〃	山岡 基員	〃 〃 2080番地2	〃
〃	安藤 正則	〃 〃 2730番地	〃
〃	資延 孝行	〃 新田町1074番地2	〃
〃	小野 清隆	〃 〃 1267番地	〃
〃	小林 正幸	〃 原町457番地	〃
〃	二宮 敏	〃 〃 341番地	〃
〃	横山 照美	〃 〃 189番地	〃
〃	多賀 義忠	〃 〃 907番地	〃
〃	大矢 福一	〃 〃 1168番地	〃
〃	大矢 進	〃 〃 1165番地	〃
〃	大矢 悟	〃 〃 875番地1	〃
〃	大平 勉	〃 新田町1500番地	〃
監 事	石井 孝行	〃 〃 864番地1	〃
〃	齋藤 和生	〃 栗井町2069番地2	〃
〃	大矢 和徳	〃 原町1172番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	業天 政志	観音寺市新田町111番地1	平成19年6月1日
〃	田井 哲己	〃 〃 740番地	〃
〃	景山 晃男	〃 〃 606番地	〃
〃	藤井 正恒	〃 〃 905番地1	〃
〃	石井 源四郎	〃 〃 864番地	〃
〃	石井 孝行	〃 〃 864番地1	〃
〃	資延 王將	〃 〃 1120番地2	〃

〃	安藤 良美	〃	栗井町2825番地	〃
〃	安藤 正則	〃	〃 2730番地	〃
〃	山岡 基員	〃	〃 2080番地 2	〃
〃	資延 孝行	〃	新田町1074番地 2	〃
〃	小野 清隆	〃	〃 1267番地	〃
〃	小林 稔明	〃	原町5 15番地	〃
〃	横山 照美	〃	〃 189番地	〃
〃	二宮 敏	〃	〃 341番地	〃
〃	大矢 進	〃	〃 1165番地	〃
〃	大矢 福一	〃	〃 1168番地	〃
〃	大矢 悟	〃	〃 875番地 1	〃
〃	多賀 義忠	〃	〃 907番地	〃
〃	大平 勉	〃	新田町1500番地	〃
監 事	大矢 和徳	〃	原町1172番地	〃
〃	小山 利幸	〃	新田町5 16番地	〃
〃	齋藤 敏明	〃	栗井町2503番地 1	〃